

アクション・プラン実現に向けた横須賀市の提案

1 提案の概要

本市の福祉施策とハローワークの無料職業紹介をはじめとする就労支援施策等を一体的に実施するミニハローワーク（仮称）を市役所内に設け、生活保護受給者、住宅支援給付受給者、児童扶養手当受給者、これらの申請者及び相談者（以下「生活保護受給者等」という。）に対し、福祉から就労までの支援を一体的に実施し、生活保護受給者をはじめとする低所得者層に対する有効な自立支援と、効果的な早期支援により、受給前・受給初期段階からの就労による自立を目指します。

2 提案理由

依然として厳しい雇用情勢が続く中、本市においても生活保護の受給状況は、リーマンショックが起こる前の平成20年3月末と平成24年3月末の世帯数を比べると下表のとおり約1.4倍と急激な増加傾向を示しています。なかでも、就労にあたって阻害要因が認められない「その他世帯」にあっては、平成20年3月末と平成24年3月末とでは約2.9倍に増加しており、具体的かつ直接的な就労支援策の構築が本市の喫緊の課題となっています。

これまで本市では、就労支援相談員を配置し生活保護受給者等に就労支援を行う就労支援プログラムを平成17年度から実施しています。平成23年7月からは神奈川労働局長と協定を結び「「福祉から就労」支援事業」を活用した就労支援プログラムを実施し、一定の効果を上げています。しかし、一旦生活保護受給状態に至った者は、有効な就労支援策によるサポートの時期を逃すと、受給期間が長期化し、就労意欲が減衰し、就労意欲喚起がより一層難しくなる傾向があります。そのため、長期間就労に至らないケースや、一旦就労しても長続きしないケースなど、就労意欲の喚起に関して福祉と雇用の両面から支援が必要なケースも多く、さらなる就労支援の強化が重要となっており、これまで以上にハローワークと連携した支援を実現するため、今般、アクション・プランに基づく一体的実施を提案いたします。

| | 被保護世帯数 | 左のうち「その他世帯」 | 保護率 (%) | 保護費（億円） |
|----------|--------|-------------|---------|---------|
| 平成20年3月末 | 2,734 | 144 | 0.90 | 63 |
| 平成21年3月末 | 2,787 | 162 | 0.95 | 65 |
| 平成22年3月末 | 3,280 | 245 | 1.09 | 75 |
| 平成23年3月末 | 3,549 | 368 | 1.18 | 82 |
| 平成24年3月末 | 3,732 | 416 | 1.24 | 86 |

3 実施方法

(1) 対象者

就労可能な、生活保護受給者等。

(2) 実施体制

- ① 市役所分館1階にミニハローワーク（仮称）を設置する。
- ② ハローワークの職業相談員2名を配置する。
- ③ 職業相談・職業紹介を行うため、求人情報検索端末、職業紹介端末等を設置する。

(3) 実施業務

ア 国が行う業務

- ① 福祉事務所と連携してハローワークの職業相談員による対象者に対する職業相談・職業紹介の実施。
- ② 求人情報検索端末、職業紹介端末等の設置による求人情報の提供・紹介。
- ③ 就職支援セミナー、就職面接会等の各種パンフレット、リーフレットなどの提供。
- ④ 求職者支援制度による職業訓練に関する情報提供・相談。

イ 本市が行う業務

- ① 対象者をミニハローワーク（仮称）へ誘導し、早期の就労支援の実施。
- ② 就労支援相談員による就労支援セミナーの実施。
- ③ 民間事業者に求人開拓を委託し、当該求人情報を対象者に提供。

(4) 窓口開設時間

月曜日から金曜日の8時30分から17時まで。ただし、本市の「休日を定める条例」第1条に規定する休日を除くものとする。

4 実施時期

平成25年度のできるだけ早い時期から実施する。